

一時金も0.1月の引き上げを勧告 地域手当を4月に遡って改善するよう勧告!

10月16日、兵庫県人事委員会は県知事と県議会議長に対して、県職員の給与等に関する勧告・報告を行いました。月例給与一時金については昨年に引き続き引き上げを勧告し、また、地域手当については、公民較差0.34% (1,405円) を解消するため、給料表を改定するとともに、現給保障により較差がなお残ることを理由に、地域手当を4月に遡って公民較差の範囲内で国や他の都道府県、本県の実情などを考慮して適切な措置を講じる必要があるとしました。国も地域手当の遡及改善で較差解消を行っており、全職員に地域手当が支給されている兵庫県においては、全教職員が地域手当の遡及改善の対象となります。これは、この間の私たちの闘いの成果であり、今後、県教委に対して、人勧の完全実施を迫っていきます。一方、全国で兵庫と北海道だけとなった給与抑制措置(県「行革」カット)に対する中止勧告はされませんでした。その中で「引き続き段階的縮小が着実に実施されることを要請する」との文言を盛り込ませたのは、粘り強く県「行革」反対を訴えてきた私たちの運動の成果です。しかし、公民較差を、県「行革」による賃金削減前の、つまりは「もらってもいい」賃金と民間賃金とを比較してきたため、毎月2万円にも及ぶ賃金削減がされ続けてきました。8年間で職員一人あたり平均250万円にも及ぶ県「行革」の撤回に向けて、今後取り組みを進めていきます。

県人事委員会勧告の内容

【公民較差について】

給与抑制措置後 = 実質の公民較差

公務員給与は民間の給与を17,502円 (4.44%)

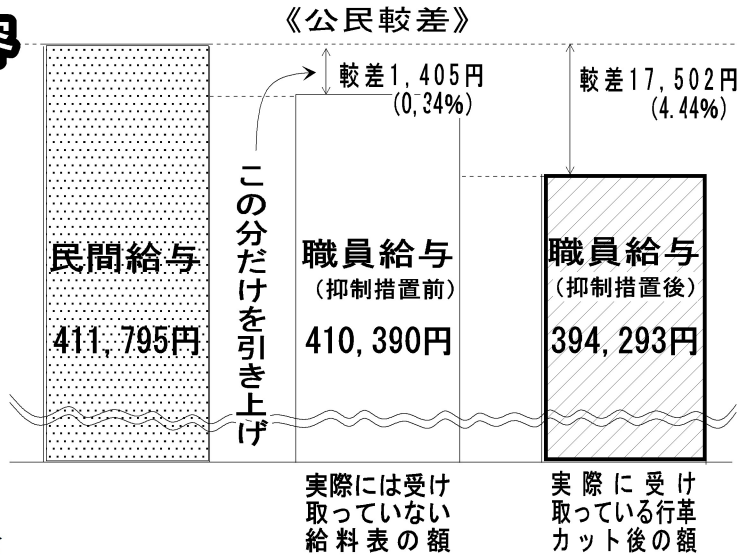
下回っている。

給与抑制措置前

= 県「行革」削減がなかったとした場合の較差

公務員給与は民間の給与を1,405円 (0.34%)

下回っている。 ⇒ この分だけの引き上げを勧告



【給与の改定等】

給与抑制措置の影響分を除いた公民較差 [1,405円] を基本とし、これを解消する為の改定を行うことが適当である。

(1) 給料表

国に準じて平均0.35%引き上げ。初任給は2500円引き上げ、若年層も同程度改定。

(2) 期末・勤勉手当

年間支給月数を引き上げる (現行4.10月分→4.20月分)。引き上げ分は勤勉手当に充てる。6月期と12月期で均等に配分する。

(3) 地域手当

現給保障により、給料表を改定しても、給料は増額せず、民間との較差が解消されないため、国は較差解消のため、支給割合の引き上げの一部を4月に遡及して実施。本県においても、4月に遡って、公民較差の範囲内で国や他の都道府県、本県の実情などを考慮して適切な措置を講じる必要がある。

人事院は「総合的見直し」に関して、支給割合の引き上げの実施スケジュールを前倒して平成28年4月1日に完成させるとしている。本県においても、平成28年度の地域手当について国や他の都道府県、民間の給与、本県の実情を考慮して適切な措置を講じる必要がある。

本県の実情とは、地域の一体性、現在の地域手当の措置とそれにいたる経緯。

(4) 現給保障について

①給与構造改革 (2006年～) と②給与制度の総合的見直し (2015年～) における現給保障について

国や他の都道府県の動向を踏まえた上で、本県の実情を考慮し、適切に対応する必要がある。本県の実情とは①については2008.4～給料表の改正の経過措置が行われ、給与抑制措置(県「行革」カット)が行われていることなど。②については2008.4～給与抑制措置が行われていること。国と全く同じでなければならないと考えているわけではない。

(5) 単身赴任手当

基礎額を月額30000円、交通距離加算の限度を70000円

《期末・勤勉手当》

	6月期	12月期	計
期末手当	1.225月	1.375月	2.60月
勤勉手当	0.800月 (現行0.750月)	0.800月 (現行0.750月)	1.60月 (現行1.50月)
計	2.025月 (現行1.975月)	2.175月 (現行2.125月)	4.20月 (現行4.10月)

(6) 改定の時期

2015年4月1日

総合的見直しのための改定(単身赴任手当や来年度の地域手当)は2016年4月1日

【県行革カット】

「給与抑制措置は、職員の士気等に大きな影響を与えるものであり」、「適正な給与水準が早期に確保されるよう」、「引き続き、段階的縮小が着実に実施されることを要請する」

【勤務条件等について】

○超過勤務の縮減について

「新対策プラン」の推進にあたって、実効性のある取り組みをより一層、着実に推進していくことが重要であり、人事委員会としても縮減に向けての取り組みが強力に推進されるよう対応を注視していく。

○「空白の一日」の継続勤務について

厚生労働省の通知によって地公法と労働法が切り離された。地公法にかかわらず、継続かどうかについては勤務実態がどうなのかで判断すべき。

○再任用職員の給料

人事院の検討の動向を注視し、民間企業の給料水準を参考に検討を進める必要がある。

○地方公務員法の改正について

人事評価制度について、これまでの実績を踏まえつつ、客観性、透明性の確保に留意するなど、適切な運用に努めること。



発行所
神戸市中央区北長狭通5-2-10
兵庫県高等学校教職員組合
TEL 神戸(341)6745~6747
E-mail
honbu@hyogo-kokyoso.com
http://www.hyogo-kokyoso.com
発行人 兵庫県高等学校教
職員組合中央執行委員長
小野 泰司
編集人 梅林 真道

定価 1部 20円
半年分 120円
組合員の購読料は組合費含め徴収

組合加入のご相談
や組合に対するご
質問、全教共済に
ついてのご質問は、
高教組本部に気軽
にお問い合わせ下
さい
TEL 078-341-6745
FAX 078-351-3185

「賃金確定に向けての10大要求署名」 あなたの一筆で賃金権利の改善を!